

## 愛知県水防計画の変更（案）要旨について

## 1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

## 2 愛知県水防計画の主要な変更点

## (1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間及び現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更する。

令和3年度重要水防箇所集計表

		令和3年度		令和2年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減	
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)
河川	国	738	404	757	415	38	41	19	30	▲19	▲11
	県	260	97	320	117	61	20	1	0	▲60	▲20
	市町村	128	82	128	82	0	0	0	0	0	0
	小計	1,126	583	1,205	614	99	61	20	30	▲79	▲31
海岸		16	16	17	16	1	0	0	0	▲1	0
ため池		555	52	505	44	26	1	76	9	50	8
合計		1,697	651	1,727	674	126	62	96	39	▲30	▲23

## (2) 水位周知海岸の指定及び高潮特別警戒水位の設定

三河湾・伊勢湾沿岸を新たに水位周知海岸に指定することに伴い、高潮の水位情報の周知に関する内容を新たに追加する。

## (3) 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位の変更

猿渡川の猿渡川観測所及び逢妻女川の千足観測所における基準水位を見直したことに伴い、水位の記載を変更する。

## (4) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

避難情報の変更に伴い、記載を変更する。

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている（第7条1項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである（第7条5項）。